

瀬戸市中小企業振興基本条例をここに公布する。

令和2年3月30日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第9号

瀬戸市中小企業振興基本条例

わたしたちのまちは、千年以上の歴史と伝統を有するやきものの産地として栄え、戦後は陶磁器製造の技術を応用し、様々な工業製品を供給するとともに、多種多様な企業が立地する工業都市として発展してきました。その中でも、小規模企業を始めとする中小企業は、市内企業の大半を占めるなど、地域の産業及び経済の基盤を形成し、市民生活を支える重要な担い手として、まちづくりに貢献してきました。

一方、少子高齢化による労働人口の減少や後継者不足、国際化に伴う企業間競争の激化、情報通信技術の高度化など、中小企業を取り巻く環境は大きく変化しています。

このような時代において、中小企業が持続的な発展をしていくためには、自らの創意工夫のもと、主体的に経営の改善及び向上を図っていく必要があります。また、地域経済に携わる全ての者が、中小企業の果たす役割とその重要性についての認識を共有し、相互の連携を深め、一体となって中小企業を支えていかなければなりません。

わたしたちは、地域経済に携わる全ての総力を結集し、地域全体で中小企業の振興に取り組むため、ここに、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、中小企業が地域において果たす役割の重要性に鑑み、中小企業の振興に関し、基本理念及び基本となる事項を定め、市の責務、中小企業者の努力等を明らかにするとともに、中小企業の振興に関

する施策を地域社会が一体となって推進することにより、地域産業の活性化を図り、もって地域経済の持続的な発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域産業 地場産業、伝統的工芸品産業その他の市内のすべての産業をいう。
- (2) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する中小企業者であって、市内に事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）を有するものをいう。
- (3) 小規模企業者 中小企業者のうち、法第2条第5項に規定する小規模企業者であって、市内に事務所等を有するものをいう。
- (4) 大企業者 中小企業者以外の事業者で、市内に事務所等を有するものをいう。
- (5) 商工会議所 商工会議所法（昭和28年法律第143号）の規定に基づく商工会議所であって、市内に事務所を有するものをいう。
- (6) 中小企業団体 事業協同組合、商店街連合会、観光協会その他の中小企業を支援する事業を行う団体及び法人（商工会議所、金融機関及び支援機関を除く。）で、市内に事務所等を有するものをいう。
- (7) 金融機関 銀行法（昭和56年法律第59号）に規定する銀行、信用金庫法（昭和26年法律第238号）に規定する信用金庫その他の金融業を営む者で、市内に事務所等を有するものをいう。
- (8) 支援機関 国又は愛知県（以下「県」という。）が所管する中小企業の支援に取り組む公的な機関で県内に事務所を有する法人及び中小

企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第32条第1項に規定する認定経営革新等支援機関で市内に事務所を有するものをいう。

(9) 大学等 県内に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び高等専門学校をいう。

(10) 研究機関 県内に所在する国、県等が所管する試験研究機関をいう。

(11) 市民 市内に住所を有する者及び市内に通勤し、又は通学する者をいう。

（基本理念）

第3条 中小企業の振興は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

(1) 中小企業者の自主的な努力を基本とし、経営の改善及び向上が図られること。

(2) 中小企業者が、地域経済の持続的な発展及び市民生活の向上に重要な役割を果たしているという認識の下に行うこと。

(3) 中小企業者、大企業者、商工会議所、中小企業団体、金融機関、支援機関、大学等、研究機関、国、県及び市が相互に連携するとともに、市民の協力を得ること。

（市の責務）

第4条 市は、中小企業の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、前項に規定する施策の策定及び実施に当たっては、中小企業者の実態の把握に努めるとともに、経済的又は社会的環境の変化による影響が特に大きい小規模企業者に配慮し、事業を着実に運営できるよう必要な環境を整えるものとする。

3 市は、第1項に規定する施策の実施に当たっては、国、県その他の関

係機関との連携を図るものとする。

(中小企業者の努力)

第5条 中小企業者は、経済的又は社会的環境の変化に対して自らの創意工夫のもと、新たな事業の展開、販路の開拓に取り組む等、主体的に経営の改善及び向上を図るよう努めるものとする。

2 中小企業者は、自らが地域産業の基盤を形成していることを認識し、雇用機会の確保及び人材の育成に努めるとともに、従業員の福利厚生の充実及び従業員の生活と仕事の調和に努めるものとする。

3 中小企業者は、地域社会の一員としての社会的責任を自覚し、地域が取り組むまちづくりの活動に積極的に貢献する等、地域社会と協働することで地域経済の持続的な発展及び市民生活の向上に寄与するよう努めるものとする。

4 中小企業者は、自らの経営力を強化するため、商工会議所及び中小企業団体、支援機関等を積極的に活用し、経営等に関わる情報収集に努めるとともに、中小企業者相互の交流に努めるものとする。

5 中小企業者は、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(小規模企業者の努力)

第6条 小規模企業者は、地域の特色を生かした事業活動に取り組むとともに、他の小規模企業者及び多様な主体との連携を推進し、自主的かつ創造的に技術の向上を図り、円滑かつ着実な事業の運営に努めるものとする。

(大企業者の役割)

第7条 大企業者は、中小企業者の発展に配慮するよう努めるとともに、中小企業者が自らの事業活動の維持及び発展のために重要な存在である

ことを認識し、中小企業者との連携に努めるものとする。

- 2 大企業者は、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(商工会議所の役割)

第8条 商工会議所は、中小企業者の経営の発達、改善及び革新のための取組を積極的に行うものとする。

- 2 商工会議所は、中小企業者の実態を把握するとともに、他の関係機関との連携を図るよう努めるものとする。

- 3 商工会議所は、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(中小企業団体の役割)

第9条 中小企業団体は、その事業活動を通じて、中小企業者の経営の改善及び向上に取り組むよう努めるものとする。

- 2 中小企業団体は、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(金融機関の役割)

第10条 金融機関は、中小企業者に適した円滑な資金の供給、有用な情報の提供、経営相談等の支援を通じて、中小企業の発展に協力するよう努めるものとする。

- 2 金融機関は、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(支援機関の役割)

第11条 支援機関は、専門性の高い支援を通じて、中小企業者の経営力の強化に努めるものとする。

- 2 支援機関は、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよ

う努めるものとする。

(大学等の役割)

第12条 大学等は、人材の育成及び学生への中小企業者の情報提供を通じて、中小企業の発展に寄与するよう努めるものとする。

2 大学等は、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(研究機関の役割)

第13条 研究機関は、研究開発及びその成果の普及を通じて、中小企業の発展に寄与するよう努めるものとする。

2 研究機関は、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民の理解及び協力)

第14条 市民は、中小企業の振興が地域経済の持続的な発展及び市民生活の向上に寄与していることについての理解を深め、中小企業者の持続的な発展に協力するよう努めるものとする。

(施策の基本方針)

第15条 市は、中小企業の振興に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、次に掲げる事項を基本とする。

- (1) 中小企業者の経営基盤の強化及び健全な発展の促進を図ること。
- (2) 中小企業者の成長分野への進出及び販路拡大の促進を図ること。
- (3) 中小企業者の企業間連携及び産学官連携の促進を図ること。
- (4) 中小企業者の創業の促進を図ること。
- (5) 中小企業者の人材の確保及び育成の支援を図ること。
- (6) 中小企業者の円滑な事業承継及び技術継承の支援を図ること。
- (7) 中小企業者の災害時における事業継続の支援を図ること。

- (8) 中小企業者の発展のための積極的な広報活動を図ること。
- (9) 市が発注する工事、物品購入、役務の提供等において、中小企業者の受注機会の確保を図ること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、中小企業の振興に寄与すること。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。